



テミス通信

第 16 号 / 2015年7月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



富良野の満開のラベンダー畑、そして大雪山国立公園の山々

暑中お見舞い申し上げます

この夏、事務所にインターンシップの大学生を迎えます。

インターンシップとは、「司法書士事務所の業務の一部を体験させ、必要な社会経験を体得させる」ための研修です。

5月号で、司法書士の認知度が低いと嘆いていたところなので、これは良い機会だと応募を即決し、受け入れ事務所に選ばれました。

2週間と、短い期間ですが、仕事に対する姿勢や、司法書士の活動や業務が、世の中に役立っていると分かってもらえるよう、スタッフ全員で、受け入れ準備をしていきます。暑くて消極的になりがちなところでしたが、気分が晴れやかになりました。

これからが夏本番。皆さまも、お体、大切にお過ごし下さい。

(佐井恵子)

お盆休みのお知らせ

8月14日(金)から8月16日(日)まで、お盆休みをいただきます。

国税局が、今年度の路線価を発表しました。

今年度中に不動産の贈与を考えていらっしゃる方には、

この新しい路線価をもとに贈与税の計算をすることとなります。

今号は、何かと話題の贈与について、まとめてみました。



©fumiro

テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

贈与と税 ①

贈与のご相談を、沢山いただきます。

最近では、相続税の基礎控除額が減少した影響からか、贈与税について、予め知識を得て相談にいらっしゃる方が増えています。本来、贈与税は、税理士の先生方のお仕事となりますが、基本的なところを押さえておかないと、相談もできません。そこで、自分の知識の整理のため、贈与とその周辺について、国税庁ホームページを参考にまとめました。まずは、贈与から。

贈与にも色々

1. その都度贈与→1月1日から12月31日までに贈与を受けた財産に課税。
年間110万円までは非課税(改正税率表をご覧ください)
2. 暦年課税制度→1と同様。
3. 夫婦間贈与→婚姻期間が20年以上の夫婦間で一度に限り、配偶者の居住用不動産や、購入のための金銭を贈与したとき、最高2000万円まで控除を受ける。その住宅に、翌年3月15日、またその後も引き続き住む見込みであることが必要。
4. 住宅取得等資金贈与→贈与を受けた年の1月1日に、20歳以上のその年合計所得金額2千万円以下の者が、直系尊属より平成31年6月30日までに、新築、取得又は増改築の対価に充てるための資金(敷地を含む)を取得した場合に、一定額まで贈与税が非課税となる。(平成27年度中の契約締結で最高1500万円)
5. 相続時精算課税制度→贈与を受けた年の1月1日に20歳以上の推定相続人(代襲相続人を含む)である子・孫が、贈与者が1月1日において60歳以上の場合、2500万円まで贈与税は非課税。それを超えると、一律20%の贈与税を払い、相続時に精算します。なお、住宅取得等資金贈与と併用する場合には、親・祖父母の年齢制限は外れます。当該贈与者については、制度利用以後の暦年贈与は使えませんが、それ以外の人からは暦年贈与の基礎控除は受けられます。

社会通念上相当と認められる慶弔費や、扶養義務者間で、通常必要と認められる生活費・教育費などは、贈与税課税の対象から外れています。また、暦年贈与は、単独でも、あるいは夫婦間贈与や受託取得等資金控除と併用することも可能です。注意いただきたいことは、相続時精算課税制度を選択してからは、暦年贈与は使えないことです。

相続税の課税価格に加算されるか？

以下に、贈与した財産が相続税の対象となるかを表にしました。贈与の対象が不動産の場合、不動産取得税の課税があること、登録免許税が固定資産税評価額の2%課税されることは共通です。

税制の分類	相続税の対象となるか
その都度	贈与後3年以内に贈与者が死亡した時は、贈与税の課税・非課税に関わらず、3年分は全て対象。 (但し贈与時の価格で計算する)
暦年課税制度	
夫婦間贈与	対象とならない
住宅取得等資金贈与	非課税の適用を受けた金額は対象とならない
相続時精算課税制度	適用後の贈与財産全てが対象。 (但し贈与時の価格で計算する)

基礎控除(110万円)後の 課税価格	20歳以上の者への 直系尊属からの贈与	左以外の 一般贈与
200万円以下	10%	10%
200万円超 300万円以下	15%－ 10万円	15%－ 10万円
300万円超 400万円以下		20%－ 25万円
400万円超 600万円以下	20%－ 30万円	30%－ 65万円
600万円超 1000万円以下	30%－ 90万円	40%－ 125万円
1000万円超 1500万円以下	40%－ 190万円	45%－ 175万円
1500万円超 3000万円以下	45%－ 265万円	50%－ 250万円
3000万円超 4500万円以下	50%－ 415万円	55%－ 400万円
4500万円超	55%－ 640万円	

贈与税については、詳しくは税務署あるいは税理士等の専門家にご相談ください。

こんなところにも マイナンバー制度の影響

マイナンバー制度、ご存じでしょうか？

平成27年10月から、全ての国民と民間企業に割り当てられた番号が通知され、平成28年1月から利用開始が予定されています。個人においては、社会保障、税、災害対策の場面に限定利用され、個人番号は、氏名・住所・性別・生年月日の4情報と関連付けられます。

企業においては、従業員やその扶養家族の個人番号を預かり、安全に利用・管理し、主に税務署・年金事務所・健康保険組合などに提供する義務が課されます。担当者の方にとっては、これらの準備に余念のないことと思います。

そこで、**司法書士の目を通して、こんなところにも影響がある！**と、思うところをQ&Aにしてみました。

Q1 剰余金の配当をしている会社は、株主の個人番号を取得する必要がある？

A1 個人株主への配当金は、源泉税を会社で預かり、差引後の金額を振込等して支払いますので、**配当金の支払調書に個人番号の記入が必要**になってきます。その準備として、個人番号を預かり、本人確認も、簡易書留等で行うことになりましょう。配当については、3年間の経過措置があります。会社経営者の皆様方には、株主の中に、所在が分からなくなってしまった方や、連絡が取れない、あるいは死亡しているが誰が相続したか届出のない株主がいるといった場合には、**株主名簿の整理**(株主の整理も含め)をしておく必要があります。この辺りの準備は、ご相談下さい。

Q2 法人に建物を賃貸している個人の家主は、影響がある？

A2 貸主が個人で、賃料を会社等の法人が支払う場合、会社には源泉徴収義務があるので、一定率の税相当額を、約定賃料から差し引いて支払います。

そのため、不動産賃借料の支払調書に、貸主の個人番号を記載する必要が生じ、家主は、賃借人たる法人に、あるいは仲介不動産事業者を通じて、**個人番号を預ける**こととなります。

Q3 個人番号カードは、本人確認書類として利用できるのが便利ですが、注意することはある？

A3 最近では、銀行窓口で一定額以上の出金や振込の時、私どもが、登記手続きをご依頼いただく際に、ゲートキーパー法の求めにより、本人確認書類の提示にご協力いただいています。

これらの場面で、個人番号カードは、今ある、写真付きの住基カードのように本人確認書類として利用いただけます。運転免許証をお持ちで無い方にとっては、便利ですね。その際、注意いただきたいことは、**コピーを取るのは表面のみ**。裏面には、個人番号が記載されているので、裏面のコピーをしないように注意して下さい。

(佐井恵子)

ご近所探訪 ～大阪会議 顕彰レリーフ編～

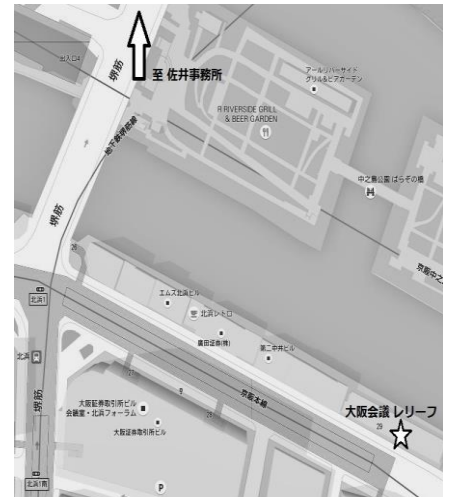


今回は中央区北浜にある「大阪会議レリーフ」です。明治8年2月11日 大阪・北浜で、大久保利通、木戸孝允、板垣退助、伊藤博文、井上馨らにより、明治政府の今後の方針話し合われました。このレリーフがあるビルの隣は大阪会議が開催された料亭「花外楼」があり、「大阪会議開催の地」として大阪市の史跡にも指定されています。

レリーフの写真を撮るため、事前に地図で確認したまでは良いのですが、この辺りであろうと思っていた場所まで辿り着けども見当たらず。必死にきょろきょろ



しながらようやく発見！！思わず「えっ!？」と言ってしまうほどこのレリーフ、思いのほか小さいのです。皆さんも北浜までお越しの際は探されてはいかがでしょうか。小さいながらも、大変立派なレリーフです。



個人的には【逃げの小五郎】と言われた木戸孝允がレリーフのセンターなのもお気に入りです。（中村佐和子）

会社の定款(ていかん)に、こだわる理由

定款は、会社のルールブックです。知らなければ、守りようがありません。

プロ野球の試合で、ルールを知らなくて試合を失ったということが時折ニュースになっていますね。打撃や守備の練習ほど、ルールブックの勉強は重視されていない為でしょうか。(脱線しました。元に戻ります。)

特に、平成18年の会社法改正以来、会社の意思決定の方法にも定款自治(ローカルルール)が認められ、「定款を見てみないと、何とも言えないですね…」とお答えすることが多くなりました。

会社法第31条では、定款の備え置き義務を定め、株主、債権者は営業時間内であれば、その閲覧や謄本の交付請求を認めています。

「就業規則?あるけど、何処に行ったか分からない。」

そんな会社はないでしょう。私どもがお仕事をさせていただいている会社には、「定款は?」に、すぐ「あるよ」と言えるように、事務所の方針として作成し、役員改選時には、必ず定款をお渡しするようにしています。定款を確認もしないで議事録に一文を入れ、登記さえできれば良いという考え方は取りません。

そんなことをしては、いつまで経っても、会社の定款は行方不明のままです。

今後、銀行や取引先から定款を求められることが増えて来るでしょう。

少数株主の意識も変わってきています。

定款は、会社の存在根拠を示し、経営者と株主を規律しています。

会社運営に弾力性や多様性をもたせ、逆に、これまで株主間契約にするしかなかったことも定款規定として盛り込むことができるようになっていきます。

より戦略的に、あるいは紛争予防の観点をもち、企業規模、企業文化、成長過程など、会社毎に練った定款を備えていただく。そして、社長に自社の定款を熱く語っていただきたい。

そんな思いから、佐井司法書士事務所では定款にこだわっています。

(佐井恵子)

佐井事務所 スタッフ紹介

テーマ「この夏行きたい場所」



山添 健志
司法書士
沖縄

一度も行ったことがないので



中村 佐和子
事務局

USJのThe Wizarding
World Of Harry Potter
バタービールで乾杯



門垣 佳代子
事務局

博多(今年はムリですが..)
「シロヤ」の焼き立てパンを
食べ歩き



佐井 陽子
事務局
ループル美術館展
(岡崎遠いわぁ.....)

CSR活動 2年目の報告

2013年7月から弊所では、ペットボトルキャップ回収と使用済み切手の収集に取り組んで参りました。この1年の結果を報告させていただきます。



ペットボトルキャップの回収

今年度は回収したキャップを大丸梅田店に持参しました。店内に可愛いピンクのパンダが目印の回収ボックスがあります。回収されたペットボトルキャップは認定NPO法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会(JCV)」に全額寄付し、世界のこどもたちにワクチンを届けています。

左・さくらパンダ

事務所やスタッフの自宅でこつこつ集め、更に今年は、依頼者様やご近所の法律事務所からもたくさんご協力をいただき、昨年950個にプラス100の1065個集まりました。遂に1000個達成です!!約530個のキャップで1人分のポリオワクチンが購入できます。年間目標1720個には及びませんでしたが、ポリオワクチン2人分が集まりました。

ご協力下さった皆様、本当にありがとうございました。

(中村佐和子)



使用済み切手の収集

皆様の協力もあって今年は一年間で3,340枚の切手を集めることができました。重さにすると1,255gにもなります。

昨年の968枚(269g)に対し、今年の結果を見ると大きな躍進です。(大部分は皆様のご協力による結果です!^^)

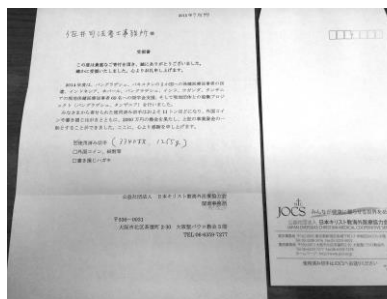
本年も、事務所の近くにある切手収集团体である日本キリスト教海外医療協力会にお届けしてきました。切手を換金したお金は発展途上国への保健医療従事者への奨学金等にあてられます。



使用済みの切手を買う人がいることに少々驚きましたが、どれくらいの値段で売れるのか会の方に訪ねたところ、7.5キロあたり1万数千円の価格で販売されているそうです。

本当に皆様ご協力ありがとうございます。3年目も続けて参りますのでよろしくお願いいたします。

(山添健志)



今後も引き続きCSR活動に取り組んで参ります。佐井事務所にお越しの際、ご寄託いただけるキャップ・古切手がありましたらスタッフにお声かけ下さい。

大阪ファミリー相談室 通称FPIC(エフピック)で任意後見をテーマに講師

公益社団法人家庭問題情報センター(Family Problems Information Center : FPIC)は、家庭紛争の調整や非行少年の更生に長年携わってきた元家庭裁判所調査官が中心となって、平成5年3月に設立された民間団体です。

以前、FPICから司法書士会の家族法研究会に講師をお招きし、同法人の成年後見制度の取り組みについてお話を伺った経緯があり、今回は、FPICの研修に、司法書士会を通じてお招きいただくこととなりました。

テーマは、「任意後見契約の実務」。

9月4日(金)の予定ですので、8月に入ったら準備にかからなければなりません。経験豊富な先生方の集まりです。沢山、吸収して帰ってこようと思っています。

(佐井恵子)

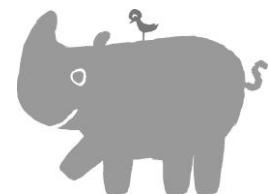


テミス通信第10号・本号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを取集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。澤田和也様、Beyond 社会保険労務士事務所 香山晃子様。ありがとうございました！ 事務所一同、大喜びです。

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・台風11号の影響で大雨が続き、各所で列車が停まり、タイヤの乱れが続きました。皆さまに、被害はありませんでしたでしょうか。お見舞い申し上げます。
- ・北海道は富良野に、ファーム富田のラベンダー畑を見に行ってきました。ちょうど早咲きが満開で、ラベンダーの香りを胸一杯に吸い込んで帰って来ました。
- ・執務室のレイアウトを変えるにあたり、古い本や法律雑誌類を処分しました。神戸大学古本募金を知って思い切れました。書籍は、国内の福祉施設や図書館、海外の教育研究機関に送られます。市場で値段の付かない本も、引き取って貰えました。全部で2506冊、25,412円の寄付となります。
- ・7月半ば、平成20年に取り組んだ種類株式のスキームが、遂に実行するとの連絡がありました。休日を何日も使って、資料や書籍を積み上げて取り組んだ仕事が日の目を見ます。
- ・インターンシップ応募の動機には、もう一つあります。娘が、社会人になる前に、職場体験の機会をいただき、先々で大変お世話になっています。親としての感謝の気持ちを、私ができることで、社会に還元させていただこうと思いました。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>